

○湯河原町真鶴町衛生組合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例

昭和52年2月1日

条例第12号

改正 昭和54年3月12日条例第2号

昭和56年3月12日条例第2号

昭和60年3月23日条例第2号

昭和60年12月25日条例第7号

昭和61年3月26日条例第2号

平成元年3月22日条例第2号

平成3年3月19日条例第2号

平成19年3月23日条例第1号

平成26年9月29日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次の各号に掲げる特別職に属する職員の給料及び旅費の額並びに支給方法について必要な事項を定める。

- (1) 組合長
- (2) 副組合長
- (3) 組合長補佐
- (4) 副組合長補佐

(給料)

第2条 前条各号に掲げる職員（以下「組合長等」という。）の給料年額は、別表第1のとおりとする。

(給料の支給方法)

第3条 組合長等には、職についた日から給料を支給する。

2 組合長等が任期満了、辞職、失職、死亡又は解職により、その職を離れたときは、その日まで給料を支給する。

3 給料は、毎年4月から翌年3月までを計算期間とし、9月末日及び3月末日（これらの日が次の各号のいずれかに該当する場合は当該各号に掲げる日）に年額の2分の1を支給する。

- (1) 9月末日又は3月末日が日曜日に当たるときは前々日
- (2) 9月末日又は3月末日が土曜日に当たるときは前日

(日割計算)

第4条 前条第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、4月1日若しくは10月1日から支給するとき以外のとき、又は9月30日若しくは3月31日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その期間中の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

(旅費)

第5条 組合長等が、職務を行なうため旅行したときは、旅費として別表第2に定めるところにより、算定した額を支給する。

2 前項の旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月12日条例第2号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月12日条例第2号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月23日条例第2号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月25日条例第7号）抄
（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び附則第12項から第14項までの規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月26日条例第2号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月22日条例第2号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月19日条例第2号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第1号）
（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、改正後の条例第1条及び別表第1の規定は適用せず、改正前の条例第1条第3号及び別表中収入役の項の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成26年9月29日条例第8号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1

職名	給料
組合長	年額 101,000円
副組合長	年額 81,000円
組合長補佐	年額 51,000円
副組合長補佐	年額 41,000円

別表第2

日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食事料（1夜につき）
3,300円	16,500円	3,300円

